

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第36回専門小委員会を始めさせていただきます。

開催前に、一言御連絡をいたします。こここのところ毎回お話をしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議中のマスクの着用は差し支えございません。また、手洗い・うがいの実施や、風邪などの症状がある場合は、出席を控えていただくよう重ねてお願い申し上げます。

これまで広域連携、公共私連携、行政のデジタル化、地方議会について、テーマごとに論点の整理を行ってまいりましたが、本日は、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、総括的な論点整理を行いたいと存じます。

本日の審議につきましては、資料「総括的な論点整理（案）」について、事務局から説明を受けた上で議論を行いたいと存じます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○行政課長 では、私の方から総括的な論点整理ということで一括して御説明したいと思います。今までの論点が全部まとまっていますので、多分30分ぐらいかかるとは思いますが、ざっと論点を絞って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、見ていただきたいのは全体の構成でございます。目次で「はじめに」というところからスタートしまして「広域連携」ということです。「広域連携」の中には1で基本的な考え方、2で基礎自治体による広域連携ということで市町村間の連携、3で都道府県を越えた広域的な課題への対応という形にしております。

「公共私連携」につきましては、基本的な考え方がありまして、次の2で地方公共団体の役割、3でコミュニティ組織に関する法人制度となっております。

「行政のデジタル化」でございますけれども、まず、基本的な考え方がございます。2で地方公共団体におけるデジタル化と国の役割、3で取組の方向性がございます。

「地方議会」でございますけれども、基本的な考え方、なり手不足に対する検討の方向性、それから、今後の検討の方向性ということで整理しております。

基本的には、端的に言いますと今まで御提示したものをつけたものでございます。本日は全体の構成なり、このテーマを貫くところ辺りも、また御議論いただければということでございます。

まず「はじめに」から御説明します。4ページでございます。

1つ目の○ですが、2040年頃、高齢者人口のピークを迎えるということ。

2つ目の○に行きますけれども、サービスの需要と供給の両面に大きな変化、内政上の課題が顕在化されていくということがございます。

その下ですけれども、人材面での資源制約が問題になるということ。

それから、上から4つ目の○ですけれども、しかし、この課題の現れ方は、地域ごとに大きく異なるということがございます。

その2つ下の○ですけれども、一方で、現在の社会システムをデザインし直す好機と捉

えることもできるのではないか。

それから、その下の○ですけれども、地方公共団体が連携し合って、ネットワークを構築して持続可能で個性的な地域社会を形成するということ。

最後の○ですけれども、5Gを始めとする新たな技術を最大限活用して、新たな社会を実現していくことも可能ではないかということで書いてございます。

その次の○ですが、このような基本認識に立って調査審議を進めてきたということでございます。

2つ飛ばしまして、上から3つ目の○で、その対応の仕方ということですが、まず「地域の未来予測」として整理をしていく必要があるということでございます。

その下の○ですが、その未来像から逆算して、長期的な視点で考えていくことが重要であるとしてございます。

最後の○でございます。なお、ということでございますけれども、市町村合併のことについて少し触れてございます。一旦その答申を取りまとめたということ。それから、その答申に基づきまして法律の期限が10年間延長されているということですが、引き続き、基礎自治体のあり方等の検討に際しては、合併市町村の状況や課題を適切に把握していくことが必要であるとさせていただいております。

次の6ページが「広域連携」で、基本的な考え方ということでございます。

「資源制約の下での行政サービスの提供体制の確保」ということで、1つ目の○ですが、他の地方公共団体と連携して、施設・インフラなどの資源、それから、専門人材の共同活動する取組みが大事だということです。

1つ飛ばしますけれども、目指すべき地域の未来像を踏まえて、公共交通網の再編、持続可能な都市構造への転換、スマートシティの実現などまちづくり、それから、災害の対応などを広域的に取り組むことも効果的ではあるのではないかとございます。

その下の○ですけれども、その際ということで、3行目ですけれども、地域の実情に応じた自主的な取組みとして行われることが前提だということで、その前提の下に市町村間の広域連携、都道府県による補完など、多様な手法の中から最も適したものを自ら選択して組み合わせ、行政サービスの提供体制を確保することが適当であるという前提が書かれてございます。

それから(2)で「広域連携の取組の執行段階の手法」ということです。

1つ目の○ですけれども、現行法制下でも多様なニーズに対応する手法が活用可能になっているのではないかとございます。

例えば自治法の事務の共同処理の仕組み、民法上の委託、地方独立行政法人を共同で設立すること。それから、窓口業務については、地方独立行政法人を活用というようなことも記載してございます。

その次の○で、その際ということで人の話ですけれども、他の地方公共団体に対して職員の派遣をパートタイム型で求める。それから、専門人材による事務処理が必要な部分に

ついて、他の地方公共団体による事務の代替執行を求める。それから、内部組織を他の市町村と共同設置する。いろいろなことがあるのではないかとということでございます。

その下の○ですが、こうした専門人材の共同活用に際しては、個々の職責を仕事単位に明確化していくこと、それから、ICTによって効率的に行いやすい環境整備を行うこと、外部人材の共同活用が有効ではないかとということでございます。

他方で、行政サービス提供体制については、安定性・継続性の担保が課題ということで、これについては下から2行目ですけれども、地方自治法の連携協約を活用することが有用ではないかとということにしてございます。

それから(3)で「広域連携の取組の計画段階への着眼」でございます。

1つ目の○で、計画段階の合意を形成する過程に着眼する必要があるということでございます。

2つ目の○ですが、3行目の右の方ですけれども「地域の未来予測」の整理を通じて見える化を図る。首長、議会、職員、住民と共有した上で、長期的な視点で選択していくことが重要である。その際、日常生活の範囲が市町村の区域を越えて広がっている地域、それから、市町村間の広域連携が視野に入っている地域では共同で「地域の未来予測」を整理することも考えられるとしてございます。

8ページで、国においては、この「地域の未来予測」の整理に関して、統一的に把握しているデータについて、情報提供の支援などを行う必要があるということでございます。

その上で、地域の実情に応じて、市町村間の広域連携、都道府県による補完などを適切に活用して資源の活用、人材の確保・育成を共同で行っていくことが必要だということでございます。この際に、計画段階の合意形成を円滑に進められるようにすることが重要になるのではないかとことです。

加えて、住民の多様な意見を反映する議会が、計画段階から積極的に参画することが重要であるということ、下から3行目ぐらいですけれども、関係市町村において共通する政策や課題について、関係市町村の議会が積極的に役割を果たすことが必要ではないかとございます。

その上で、2の「基礎自治体による行政サービス提供体制確保のための広域連携」ということで、具体的な話になりますが、まず、現状と課題ということでございます。

①で「定住自立圏・連携中枢都市圏」の分析ということに記載してございます。

1つ目の○ですけれども、定住自立圏・連携中枢都市圏については、相当程度進捗した段階にあるということ、

一方で、次の○ですけれども、多くの地域では比較的連携しやすい取組みについて実績が積み上げられているということで、今後は取組みをさらに進める必要があるのだということ。特に今後の資源制約を見据えると、インフラの再編だとか、公共交通網の再編等々、合意形成が容易ではない課題に対しても積極的に対応して、取組みの内容を深化させていく必要があるのではないかとということでございます。

2つ目で、それ以外の市町村間の連携ということで整理してございます。

9ページでございますけれども、まず、実態としては様々な市町村の広域連携の取組みが見られます。

2つ目の○で、役割と責任を負う主体が必ずしも特定されていない中で、連携を安定的・継続的に進めていく方策が課題ではないかと整理してございます。

それから「三大都市圏」でございます。

1つ目の○の最後ですけれども、一般的には核となる都市と近隣市町村との間の連携は想定しにくいということでございます。

他方で、交通機関が発達し、市街地も連担しているということなので、本来は相互補完関係を築きやすく、広域連携の効果も上がりやすいのではないかとございます。

このため、近年の答申でこういうものが有用だとしてきたけれども、なかなか十分に進んでないという分析でございます。

その上で（2）で「連携計画作成市町村と相手方の市町村による連携」でございます。

1つ目の○で、定住自立圏等は、中心市が関係部分について近隣市町と協議を行うことによって、定住自立圏の共生ビジョン、それから、連携中枢都市圏ビジョン、共生ビジョン等を作成し、取組みを進めるということでございます。

このような取組みについては、役割と責任が連携計画の中で明確化されている点、それから、形成された合意の個々の内容について、各市町村の役割と責任が明確になっているということで、次の10ページですが、市町村間の合意形成を適切かつ円滑に行うことに資するものと評価できるのではないかとございます。

また、個別行政分野、公共交通、まちづくり、国土強靱化等と書いてございますけれども、個別分野の契約の共同作成の取組みにも有用になっていると、役割分担を決めている事例もあるということで、こういうものを評価できるのではないかとございます。

2つ目の○ですけれども、また、国はできる限りそういうものは共同作成が可能になるようにして、可能であるものについては、それは明らかにすることが適当ではないかと整理してございます。

課題への対応でございますが、一方で、定住自立圏等の取組みについては、近隣市町村からは「意見が反映されない」、中心市からも「他の市町村が積極的に関わっていない」との意見があるということです。

例えば相手方の市町村からの提案を受けるなどにより、その意見を十分に踏まえるということ、丁寧に合意形成を行うことが重要ではないかとございます。

それから、③で「公共私の連携への対応」ということです。

都市機能・生活機能の多くは、公共だけではなくて、産業、大学、金融機関、医療、NPO等、いろいろな担い手によって提供されているので、こうした主体の積極的な参画を促していくことが重要だということです。

その下の○ですけれども、こうした観点から、共や私の担い手の十分な参加が担保された場合における議論を経て、合意形成を行うことが重要だと。さらには、こういった担い手からの提案を受けることも効果的ではないかということでございます。

11ページですけれども、④で「連携政策への十分な参画を担保する仕組み」です。

このようなことを踏まえると、合意形成過程のルール化や、進捗管理の適切な関与等により、相手方の市町村の十分な参画を担保する仕組みを設けることも考えられるのではないかと。

また、こうした計画が共や私の担い手が参加する場において検討されるようにし、さらに、取組みの提案を可能にする仕組みを設けることも考えられるのではないかと整理してございます。

(3)で、そういった形以外の市町村間の広域連携ということでございます。

1つ目の○ですけれども、基本的に市町村相互間の協議として行われていると、自治法に基づく協議会として設けたりする事例も見られるということ。

それから、このような場合に都道府県が調整とか、支援の役割を果たして、積極的に役割を担っている場合もあるということでございます。

3つ目の○ですが、このように協議組織として連携のプラットフォームを組織すること、さらに必要に応じて都道府県に一定の役割を求めることは有用ではないかということでございます。他方で、協議組織における合意形成が困難な課題については、それぞれの市町村が主体的に利害調整に取り込むことも必要ではないかと整理してございます。

(4)で「三大都市圏についての留意事項」でございます。

2040年頃にかけて顕在化する変化・課題の現れ方は三大都市圏において顕著だということでございます。他方で、三大都市圏では地域コミュニティの機能が弱い、人と人とのつながりが希薄なので、市町村に期待される役割大きいと整理してございます。このため、市町村間の広域連携の取組みが効果的ではないかということでございます。

その次の○ですけれども、三大都市圏の市町村においては「地域の未来予測」の整理がとりわけ重要だということでございます。その際にとということ、関係市町村間で協議組織を設ける事例も見られるということ、広域連携の取組みを安定的・継続的に進めるためのプラットフォームとして、今後は有用ではないかと分析してございます。

その下の○ですけれども、また、これまでの取組みということ、文化・スポーツ施設、子育て支援施設等、共通の行政課題について連携して対応する事例、それから、住民の生活圏が共通だということから、そういう事例がありますということ、このような事例が参考になるのではないかと。

その次の○ですけれども、共や私の担い手は大きな役割を果たしているということ、連携する取組みを行うことが特に重要ではないかということ、

その次の○ですけれども、国においては先進事例の知見を積極的に収集して、情報提供して横展開していくことが重要ではないかと。

(5)で「市町村連携による都道府県からの権限移譲」ということです。

市町村間の広域連携の取組みの深化を図るためには、権限の観点からも必要な体制を整備する必要があるのではないかと考えています。

次の○ですけれども、一定の規模・能力を有する都市が都道府県の事務の移譲を受けるに際し、併せて、近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の移譲を受ける取組みが見られますということで、これも評価できるのではないかと考えています。

13ページで分析ですけれども、法律上の構成について言うと、都道府県から一定の規模・能力を有する都市への事務の委託として実施する場合には、法律上、近隣市町村が関与しないことになるということですが、実際には意見を聞いてやっているのが実態だということなので、積極的な活用が検討されるべきではないかと考えています。

次の○で、この事務の委託について市町村間の合意があり、かつ、例えば連携計画作成市町村と相手方の市町村との連携について、相手方の市町村の十分な参画を担保する仕組みなどにより、広域連携で事務を処理するための安定的な関係が構築されていると評価できる場合には、市町村が都道府県に対して、近隣市町村の部分の事務の委託も要請できるような仕組みを設けることも考えられるのではないかと考えています。

(6)で「都道府県の役割」です。

基本認識ということで、市町村の自主性・自立性を尊重する関係が基本というのが1つ目の○です。

一方で、都道府県は特に地方圏において、市町村間の広域連携が円滑に進められるように、やはり助言、調整、支援の役割を果たすこと。また、市町村間の広域連携が困難な場合には、自ら補完の役割果たすことが必要ではないかと考えています。

こうした役割を果たす際には「地域の未来予測」の整理を支援することを通じて、市町村とその課題を共有することも重要ではないかと考えています。

最後の○ですけれども、一方で、3行目ぐらいですが、社会保障、まちづくり等の分野で関係法令の見直しも行われていて、都道府県の役割にも期待される部分もありますので、こうした役割はちゃんと果たしていただく必要があるのではないかと考えています。

それから、14ページで「都道府県による補完」です。

まず、基本的な考え方ですけれども、地方分権一括法によりまして、都道府県の補完事務は再構成されて、その範囲は市町村の規模・能力に応じて相対的に定まることになりましたということ。一方で都道府県のリソースは縮小しているということですので、一部の地域を除いて、幅広く市町村の補完に取り組んでいる状況にはないのではないかと考えています。

次の○ですが、しかしながら、今後の人口減少の加速を踏まえたと、個々の市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組み状況に応じて、きめ細やかに個別的な補完を行う役割を果たすことが必要ではないかと考えています。

次の○ですが、今後、専門人材の確保・育成など、市町村の広域連携によっても対応が

困難な事案が増加していくことは想定されるので、都道府県はこれまで以上に積極的に補完の役割を担うことが求められるということでございます。

実際の補完の手法ということですが、次の○ですけれども、その手法につきまして、3行目ぐらいですが、法律上の都道府県と市町村の役割分担は変更せずに、都道府県、市町村それぞれが有する資源を活用して、一体となって行政サービスを提供する、協働的な手法が用いられているということで、こうした手法については、積極的に評価できるのではないかとということです。

次の○で、他方、市町村の権限と責任が不明確だと、市町村の自主性・自立性を損ねることも懸念されるということです。

次の○ですが、地方自治法の連携協約を活用して、役割分担を明確にすることが有用ではないかとしてございます。

次の15ページで、さらに市町村間の広域連携によっては行政サービスの提供体制の確保が困難である場合に、都道府県に対して、市町村から連携協約に基づく役割分担の協議を要請できる仕組みを設けることも考えられるかということです。

こうした都道府県と市町村の役割分担の姿については、役割分担ルールを個別最適化するものと見ることはできないのではないかとしてございます。

(7)で、技術職員の充実でございます。

1つ目の○の最後のところですが、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化している。

次の○ですが、技術職員の中長期派遣を求める声が多いものの、恒常的に不足している状況もある。

3つ目の○ですが、小規模市町村等で確保が困難な技術職員を都道府県、もしくは市町村間の広域連携により、他の市町村の支援に取り組む市町村が増員をして、平時には技術職員不足の市町村支援しつつ、大規模災害時には技術職員の中長期派遣要員を確保することについて、本年度から地方財政措置が講じられているということでございます。この地方財政措置については、下から4行目ぐらいですが、都道府県を主たる実施主体として、市町村間の広域連携を実施する市町村もこれに準ずる自治体として位置づけているところであり、積極的に活用していくことが期待されるのではないかとしてございます。

次に3で「都道府県を越えた広域的な課題への対応」です。

現状と課題でございますが、1つ目の○の2行目ぐらいですが、都道府県境を越えた広域的な課題が存在するというところでございまして、複数都道府県が連携して対応策の検討を行う事例も見られるということです。

そのときにブロック単位、隣接する都道府県間での会議等、いろいろ連携の例があるということでございます。

次の○ですが、特に東京圏ということでは、やはりさらに広域的な視点に立った戦略的な対応が課題だろうということでございます。

それから2つ下ですが、なお、三大都市圏はそれぞれ構造が違うということで、関西圏は広域連合が設立されている、名古屋圏は指定都市と県の調整によるところが大きいということで、少し違いがありますとしてございます。

それを踏まえた対応の方向性ということですが、1つ目の○は、都道府県は継続的に連携して取組みを講じていくことが求められる。国も必要に応じて連携するということで、さらに連携を深めていくことが求められるということ。

その下の○は東京圏においてということで、特に東京圏全体の視点に立った戦略的な取組みを進めていくためには、国や民間と連携しながら、日常かつ継続的に協力・調整を図るための体制を構築していくことが必要ではないかとしてございます。

続きまして、18ページで「公共私の連携」でございます。

基本的な考え方ということで、多様な主体の参画による持続可能な地域社会の形成ということで、1つ目の○ですが、2040年頃にかけてということで、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化していくということ。

次の○で、多様な主体が地域におけるサービスの担い手として関わるのが大事だと。

他方で、地域社会が直面する資源制約を踏まえると、行政のみが公共サービスの担い手になるのではなくて、地域社会の多様な担い手が公共私の枠を越えて連携・協働するプラットフォームを構築することが必要ではないかということ。

次の○ですが、個々の市町村のみならず、他の地方公共団体との連携も要るのではないかということ。それから、行政のデジタル化の進展は、公共私の連携により新たな公共サービスを共創する基盤にもなるのではないかということとしてございます。

その上で、現状認識と今後の課題ということで（2）でございます。

都市部では一般的にコミュニティ意識が希薄だということで、少し飛びますが、段落の最後ですが、地縁による共助の担い手が乏しい。他方で、地方部と比較して、NPO、企業等の地域社会を支える多様な主体が多層的に存在しているということでございまして、これらの主体が地域におけるサービスの担い手としての役割を果たしていくことができる環境整備が重要ではないかということとしてございます。

次の○ですが、地方部では小学校区等を単位として、地域課題の解決に向けた多面的な取組みを持続的に実践する組織（地域運営組織）を形成し、自治会・町内会の機能を補完している例もありますということ。それから「集落ネットワーク圏」の形成をされているところもあるということとしてございます。他方で、人口減少、高齢化の進行もありまして、基盤が弱体化する恐れがあるということとしてございますので、人材、資金、ノウハウを十分に確保していくようなことが大事ではないかということとしてございます。

最後の○ですが、このような課題に対応し、多様な主体が連携・協働するプラットフォームを構築していくことが、持続可能な地域社会の形成につながるのではないか。また、こうしたプラットフォームについては、地域社会の様々な主体に対して開かれた透明性の高い仕組みであるべきではないかということとして記載してございます。



2で、「公共私連携を支える地方公共団体の役割」ということをございます。

「連携・協働のプラットフォーム」ということで、1つ目の○の3行目ぐらいですが、それぞれの活動の自主性・自立性が十分尊重されるべきだということです。市町村はこうした主体をネットワーク化した上で、課題解決のために必要な取組みが進められるよう調整すること、それによって積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待されるのではないかとございます。

次の○ですが、同時に、市町村が自らの役割として提供していくべきサービスもありますということで、市町村が自らの役割を放棄するのではないということを念のため書かせていただいております。

20ページで都道府県ですけれども、市町村の実情に応じて支援をしていくことが書いてございます。

次の○ですが、地方公共団体はこのためにも必要な専門性や調整能力を持った職員を確保・育成する必要があるということ。

それから、市町村の条例や要綱等によりまして、プラットフォームやコミュニティ組織を位置づけることによって、さらに人的支援・財政支援の対象としている取組みもありますということで、こういうものは安定的・継続的な連携・協働の構築に資するのではないかとございます。

また、その「地域の未来予測」を整理する際には、コミュニティ組織の単位などで分析していくことも、自主的・主体的に議論する際の材料にすることも有用ではないかとございます。

(2)で「コミュニティ組織の活性化・活動基盤の強化」でございます。

1つ目の○ですが、市町村は人材、資金、ノウハウ等の確保に向けた支援等を積極的に行うことが考えられるのではないかとございます。

次の○ですが、3行目の右の方ですけれども、自主防災組織の活動を活性化していくことが、多様な住民がコミュニティ組織に参加する重要な契機にもなるのではないかとございます。

その上で、それぞれ分析しておりますけれども、①で「地域人材の確保・育成」です。

1つ目の○は、地域活性化・まちづくりに主体的に参加する人材を育成する拠点を整備するということが書いてございます。21ページの一番上の行、地域人材の世代交代が円滑に行われる人材確保・育成の仕組みを構築することが考えられるのではないかとございます。

次の○ですが、定年退職者の地域活動への参加など、その受け入れを図ることで、地域住民が地域活動に参加することで、地域社会の活性化とともに地方自治への関心の高まりにもつながるのではないかとございます。

②で「外部人材の活用」です。

1つ目の○ですが、運営上のノウハウの取得、団体間の連携のコーディネートに関し、外部人材のからの支援を受けることは有用だということございます。

特に都市部では、市町村の「地域公共人材」と、コミュニティ組織が求める人材とのマッチングというようなことを行うことが考えられるのではないかとのこと。

一方で、地方部においては「地域おこし協力隊」「地域おこし企業人」などを引き続き推進すべきではないかとございます。

それから、③で「地方公務員による地域活動への参画」でございます。

1つ目の○で、地方公務員が、地域活動への参画も重要ということで、例えば地域担当職員制を導入していることが書いてございます。それから、公務外でコミュニティ組織の事務局など地域活動等に従事するというのもあります。しかし、公務として行われる場合には、無限定とならないように、それから、公務外で行われる場合には、あくまで自主的に取り組まれるものだというので、事実上の強制とならないよう留意する必要があるとございます。

④で「活動資金の確保・多様化」でございます。

コミュニティ組織の安定的・持続可能な財政運営を図る観点から、市町村は、市町村業務の委託、指定管理者の指定によって、持続的な財政運営を図ることがあり得るのではないかとこととか、国の財政支援も活用しながら、交付金の創設、それから、ふるさと納税、クラウドファンディングの手法ということで、財政的にも支援していくことが考えられるのではないかとございます。

(3)で「民間人材と地方公務員の交流環境の整備」でございます。

1つ目の○ですけれども、地方公共団体においては、共私の担い手との連携・協働への期待が高まっていることで、NPO等公務以外の職を経験した人材のニーズも高まっているということです。

これに対応してということで、民間と公務を行き来する人材を任期付職員として任用する。あるいは任期付短時間勤務職員として民間と公務を兼業するといった任用の例もありますということでございます。

次の○ですけれども、先ほどもありましたが、地方公務員が公務外で活躍することも期待されているということでございます。

最後の○ですけれども、これに対応しということで、これも御紹介しましたけれども、地方公務員の営利企業への従事等の許可を行う事例があつて、この基準を公表することによって、許可の透明性とか、予測可能性を確保するということのほか、職員の個々の職責を仕事単位に明確化するなど、希望する職員が組織の枠を越えて活躍できるようにしていくことが求められるとしております。

23ページで「コミュニティ組織に関する法人制度」でございます。

2つ目の○ですけれども、一般社団法人があつたり、特定非営利法人があつたりということでございます。それから、株式会社としての法人格、いろいろあるということです。

3つ目の○ですけれども、事業展開に対応し、法人格の取得を含め最適な組織形態を選択した活動をさらに発展させていくことが期待されているのではないかとことです。

次の○ですけれども、こうした中、地方自治法には現在、認可地縁団体制度がありますということで、この制度ですけれども、その下の行ですが、その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができる簡便な法人制度だということでございます。

最後の○ですけれども、この制度については、簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を行うための法人制度として再構築するべきではないかとしてございます。不動産の保有にこだわらずに法人がつかれるようにという趣旨でございます。

24ページで「行政のデジタル化」でございます。

まず、基本的な考え方ということで、1つ目の○ですけれども、国・地方公共団体を通じて行政のデジタル化を進めることが必要ということ。

2つ目の○で、デジタル化の分析ですけれども、追加的な処理のための費用が低廉だというデジタル化の特性、それから、官民を通じてICT人材が不足する状況を踏まえて、地域や組織の枠を越えた連携を様々な形で推進することが重要だということでございます。

2で「地方公共団体におけるデジタル化と国の役割」ということです。

1つ目の○ですけれども、地方公共団体におけるデジタル化ということで、地域の枠を越えた連携を進める目的としてはいろいろありますが、目的に応じて、連携なのか、標準化なのか、統一化なのか、いろいろ程度はありますということでございます。

(2)で、地方分権改革との関係ですけれども、画一性よりも自立や多様性をより尊重しているということございまして、下から2行目ですけれども、業務プロセスや組織のあり方についても、地方公共団体の判断が尊重されなくてはいけないのだということでございます。

25ページですが、国がデジタル化に関して一定の役割を果たす場合には、このような地方分権改革の考え方を踏まえつつということになりますけれども、サービスの提供や組織のあり方を尊重しなくてはいけないということでございます。

他方で、次の○ですけれども、地方公共団体の事務は多様だということで、分野や種類によって、地方公共団体が創意工夫を発揮できる余地とか、創意工夫が求められる程度も異なるのではないかとございます。

(3)ですけれども、デジタル化を進める手法もいろいろありますということで、1つ目の○の2行目の右ですけれども、例えば国が直接情報システム提供することから、地方公共団体が情報システムを調達することを前提に国が標準化をする。あと、情報システムの共同利用について財政支援を行う。それから、専門人材派遣するとか、いろいろやり方はありますということでございます。

次の○は、国はその様式・データ項目や経路の整備、プラットフォームの提供を行う枠をつくって、地方公共団体はその下で自由にサービスを提供するというので、国が手法について規律することは、内容の規律に比べると、地方公共団体の自由度に対する影響は限定的であるとしてございます。

ここまでは分析でして、このように、分野や事務の種類によって、創意工夫が求められる程度は異なりますし、国が取る手法によって自由度への影響も違いますということですから、創意工夫が求められる程度に応じて、国が採るべき手法も異なるのでしようとしてございまして、標準化が求められる程度がそれほど高くない類型については、奨励的な手法で国が関わり、標準化等が求められる程度が高い類型については、一定の拘束力のある手法を含めて国が関わることも考えられるのではないかと整理をしております。

3の「取組みの方向性」です。

住民基本台帳、税務等の分野における情報基幹系システムについては、標準化等が求められる程度が高いといえるという整理をしております。

2つ目の○ですけれども、基幹系システムについては、法令に根拠を持つ標準を設けて、地方公共団体は原則として、これらの標準準拠システムのいずれかを利用するようにすることが考えられないかということにしております。

その場合にはということで、いくつか留意点的に矢印で書いてございます。ベンダーロックインを防ぐこととか、2つ目の矢印ですけれども、地方公共団体や事業者の意見を踏まえた標準を国は設定しなくてはいけないこととか、そういう工夫のフィードバックでシステムの改善をしていくこともあるということ。

次の矢印ですけれども、システムの標準化に伴って業務プロセスの標準化ということも必要になってきますけれども、自主性に留意すること。

次の矢印は、行政手続のデジタル化に資するものとする。

その下ですけれども、地方公共団体は合理的な理由がある範囲内で標準によらないことも可能とすること。

その下で、標準を設定する対象事務の範囲ですけれども、システム上一体的に処理されている実態を踏まえると、自治事務か法定受託事務かといった事務の類型にかかわらず対象とすること。

最後の矢印ですけれども、府省間の調整も必要だということが記載されてございます。

27ページで「AI等の共同利用」です。

AI等の最先端技術については、観光、産業など法令で定められた事務の共通性が低い業務に活用することについては、標準化等が求められる程度は低いということでございます。

2つ目の○ですけれども、そのため、国としては自主的な共同利用への人的・財政的支援といった自由度への影響が小さい手法によって、AI等の技術の活用を進めていくことが考えられるのではないかということが書いてございますが、観光、産業等の分野であったとしても、横断的に情報提供等が行われることが望ましい場合もありますということで、こういう場合は、国が情報提供等に用いる共通プラットフォームを自由度の高い形で提供し、先進事例を横展開することも考えられるのではないかとしております。

他方でRPAの関係です。パソコンのマウスやキーボードの操作のソフトウェアによる自動化と書いてございますけれども、RPAのように共通性が高い業務を中心に、こういうものに

については、業務プロセスを標準化した上で共同利用を進めることが考えられるのではないかとしてございます。

(3)で「人材面での対応」でございます。

2行目の右の方ですけれども、国としては地方公共団体が専門人材を広域的に確保することを後押しすることが考えられるとしてございます。

(4)はマイナンバー制度の関係でございます。

1つ目の○はマイナンバー制度はということで、下から2行目ですけれども、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平・公正な社会を実現する社会基盤であるとしてございます。

次の28ページの一番上ですが、マイナンバーにつきましては、地方公共団体が条例で定める事務でも利用ができるということなので、創意工夫により様々な事務の効率化、住民の利便性を向上させることは可能だということが書いてございます。

その上で、マイナンバーカード、マイナポータルといったマイナンバー制度を動かしていくのに必要な制度について、住民・企業が利用可能のものとして標準化された基盤になるのだということ。

それから、次の○は本人確認にこれが使われるということで、ICチップに証明書が乗っかっていますので、インターネット等によるオンライン取引などでも、安全・確実な本人確認が可能になるのだということ。

それから、行政手続のオンライン化のときの本人確認にも使えるということで、マイナンバーカードの普及を積極的に進めていくことが必要なのではないかとしてございます。

(5)で「データの利活用と個人情報保護制度」ということで、個人情報保護委員会から説明を受けたところです。

1つ目の○ですが、2行目の右の方ですけれども、地域や組織の枠を越え、官民が協力してデータ利活用やアプリケーション開発等の取組みを進めることが重要であるということです。

次の○ですが、データ利活用の円滑化を図る観点から、国際的な制度調和の動向も踏まえて、個人情報保護制度のあり方に関する議論が行われているということで、そのうち、地方公共団体における個人情報に関する規律や、国・地方の役割分担のあり方を検討するに当たっては、地方公共団体の意見を十分聞いた上で、データ利活用の円滑化に資する方策について議論が進められることが期待されるのではないかとしてございます。

29ページで「地方議会」でございます。

基本的な考え方ということで、人口減少社会の議会の役割ということです。1つ目の○で、議会は合議制の住民代表機関として、独任制の長にはない存在意義があるということ。

2つ目の○ですが、今後、人口減少・高齢化は全国的に進行するということで、顕在化する課題に対し、地域ごとに適切な対応をしていく必要があるということで、住民ニーズが多様化・複雑化することなどに伴い、調整する機能がより求められるということです。

次の○ですけれども、各議会においてはということで、3行目ですが、地域の未来像について住民の共通理解を醸成することが求められているのではないかとということ。

4つ目の○ですけれども、今後、各議会において多様な層の住民の参画をより一層促すことが求められているということでございます。

(2)が「投票率の低下、無投票当選の増加」ということで、一方で、投票率の低下、無投票当選の増加の傾向があるということなんです。

2つ目の○ですが、地方自治の根幹に関わる深刻な問題ということ。

3つ目の○ですが、女性割合や年齢構成の面で多様性を欠いているということ、住民にとって議会が遠いということが記載され、このようなものが、なり手不足の原因の1つになっている面があるのではないかとございます。

2で方向性ということで、多様性の確保ということで、やはり多様な層の住民がより議会に参画しやすいように環境を整備する必要があるということ。

とりわけ、女性議員の割合が低いことが課題だということ。

次の○ですけれども、例えば出産・育児・介護を認めることや、議会活動における旧姓の使用など、議会運営上の対応を講じることが考えられるのではないかとございます。

(2)で、「住民の理解を促進する取組の必要性」ということで、2つ目の○ですけれども、議会への関心が低い住民に対して、より主体的に働きかけを行い、住民との意思疎通を充実させていくべきということと。

あと、教育関係機関との連携ということで、若年層を初めとする幅広い世代から議会に対する理解を得ることが重要ということでございます。

その上で、当面の対応ということで検討を行ったとございまして、4つございます。

1つ目が「議員の法的位置づけ」ということで、これを法律に明確化することで住民の理解が深まるということの議論がある一方で、これまで参画してこなかった住民に議会への参画を促す効果は限定的であるという指摘でありますとか、自主的に条例として制定することが有用ではないかという意見もございました。

ということで、議員の位置づけの法制化については、引き続き検討とすべきではないかとございます。

②で「議員報酬のあり方」でございますが、主として小規模団体において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準だと、これがなり手不足の要因であるとの議論があるということなんです。

次の○ですけれども。しかし、その額は条例でこれを定めるということで、自主的に決定する必要があるということで、議員の活動量と長の活動量を比較して、適正な水準について議論するなどの積極的な対応を講じている例もあるとございます。

いずれにしても、議員の待遇に関する検討を行う際には、住民の理解と信頼が前提だということでございます。

次の○ですけれども、その上で、住民の理解を得て、地域の実情や議員の活動の状況、

物価の動向等に応じ、議員報酬の水準のあり方を検討することも考えられるのではないかとしてございます。

また、小規模団体を中心に政務活動費が支給されていない団体もあるということで、実態も踏まえて活用を検討することも考えられるのではないかとしてございます。

③で「請負禁止の緩和」ということです。

議員の請負禁止ということで、この範囲が明確でないということが、なり手不足の要因であるという指摘もありまして、これを明確化する必要があるのではないかとということ。

次の○ですけれども、法人の請負につきまして、当該法人の業務の主要部門を占めるものに限って、議員がその取締役等となることはできないということで、個人の場合と違うということで、個人の請負に関する規制について、緩和について検討すべきではないかとしてございます。

最後のページでございますが、請負禁止についての続きですけれども、長については第三セクターの取締役等を兼ねることができるということで、議員についても、同様に緩和することについて考えるということですが、認めるべきという意見と、長の活動を監視する議会の機能に影響が生じるのではないかとという意見もありますので、監視機能の確保に留意しつつ検討すべきではないかとしてございます。

④で「立候補環境の整備」ということで、立候補に伴うリスクを軽減する観点から、地方議会議員選挙に立候補したものが休暇を取得するなどした場合に、解雇や配置転換などの不利益な取り扱いを受けないようにすることについて検討する必要があるのではないかとさせていただきました。

最後ですが「今後の検討の方向性」ということで、これも前回見ていただいたものと変わってございませぬけれども、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割、多様な層の住民の参画について、今後とも幅広く検討を進めていく必要があるのではないかとということ、その際には、デジタル化への対応等についても、引き続き検討すべきではないかとさせていただきました。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

これまで、この場で議論してまいりましたことを全て盛り込んだ形で論点整理を作っておいておりますので、この論点整理の案につきまして、御意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。

非常に精密な作業をしていただき、これまでこの小委員会で積み上げてきた議論が、こういう形で全体としてまとまるのかということ、大変感慨を覚えるものでございます。事務局におかれましては、大変御苦労さまでございます。

ただ、これを拝見して、こうやって全体にして見ると、いくつか気になることがござい

まして、前の方について個別に申し上げたいと思います。

例えば8ページについて申しますと、冒頭の最初の○で「地域の未来予測」の整理に関して、国で統一的に把握しているデータについて情報提供を行うなどの支援を行う必要があるということでございますけれども、もちろんこれは非常に大切なことであるわけですが、多分、どのようなデータが有用なのかといったことも含めての情報提供であろうと思います。

また、地方では十分に整理しきれないデータを、既存のデータを把握しているというだけではなくて、むしろ地方が求めているデータがどういうものであるかということ、地方の声などを聞きながら国の方でデータを集めて、そして提供するというような、新しくデータを取ることも含めて、もう少し幅を持たせていいのではないかとすることが1点でございます。

また、同じページの2の(1)の①の2つ目の○でございますけれども、ここでこれまで広域連携のテーマとされてこなかったようなものについても、今後の資源制約を見据えると頑張してほしいというトーンのようにも見えるわけですが、むしろ今回の地制調での議論というのは、全体として4ページの1の「はじめに」の下から3つ目にありますように、単なる資源制約があると、だから、困っているからどんどん切り詰めていきたいと思いますというだけではなくて、むしろ現在の社会システムを変化に適応したものにデザインし直す好機だという側面もあったと思います。

そうだとすると、単に資源制約があるからというだけではなくて、むしろこういうことに新しく地域社会を再編していく、デザインし直していくという観点から、新しい課題にもどんどん取り組んでいってほしいというようなことを、もう少しこの8ページの2の(1)の①の2つ目の○というのはあった方がよろしいのではないかと考えております。

連携の関係でもう一点だけ申しますと、16ページの(2)の「都道府県を越える行政課題への対応の方向性」の最後の○でございます。東京圏において、協力・調整をすると、そして国や民間と連携しながら、こういう体制を構築していくことが必要なのではないかとお書きいただいて、まさにそのとおりなのですが、これの主語というか、主体が誰なのかというのが、少し文章を読んでやや判然としないところであります。

国や民間と連携しながらと書いてあるわけですから、まず、第一義的には東京都なのかなと思いますが、そうではなくて東京都が他の県、あるいは国や民間と連携しながらという趣旨なのか、あるいは都と周辺の県が国や民間と連携しながらということなのか、分かりにくいような気がいたしますので、いずれにしてもみんな関わってということであろうと思いますけれども、少しその辺は表現された方がいいのかなと思ったところでございます。

差し当たり、広域連携ぐらいのところまで、私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

本日の最後に少し申し上げようと思ったのですが、今後、このような状況ですの



で、このように一堂に会して会議を行う機会は、かなり制限をされることになるであろうと思います。従いまして、本日は特に、このような場で議論をしておいた方がよいであろうという点を中心にお話をいただければと思います。もちろんそれに制限されるわけではないのですけれども、特にそういった点は、この場で是非御意見としていただきたいと考えております。

それでは、勢一委員から順番にお願いいたします。

○勢一委員 これまでの議論を丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。かなり難しい作業であったのではないかと感じています。

私からは大きく2つ、若干御検討をお願いできないかということをお伝えしたいと思います。

1つは「はじめに」のところなのですが、今回、幅広い論点、テーマがいくつもありまして非常に見通しがつきにくい。専門性も高い内容が多い。実はこの「はじめに」で提起しているものは非常に重要なので、ここの部分を少し総論的な形でもう少し豊かにして書いた方がいいのではないかと感じました。

特に「地域の未来予測」がここに出てきて、後にもいくつも出てきますけれども、これは極めて重要であるという議論をこの場で何度もしたので、やはりここの部分をもう少し丁寧にその意義などを書いておく必要があるかと思っています。

合わせて、この後に出てくるいくつかのトピック、先ほど宍戸委員が地域をデザインし直すということをご発言されましたけれども、まさにそこは重要なポイントで、この後に出てくるいろいろなテーマにある知恵と工夫を活用して、これをうまく有機的につなげていって、地域をデザインし直すという意味での施策間の連関や、連携を、ここに少し盛り込んでおいた方がいいのではないかと感じました。

それぞれのポイントは、実は各項目の基本的な考え方のところなのに、ちりばめられていまして、例えば8ページのところでは広域連携と議会の部分がちょうど中ほどのところに指摘されていますし、あるいは18ページでは公共私連携とデジタル化の部分のつながりなどが書いてありますし、最後のページには議会とデジタル化の部分と、それぞれの施策がうまくつながっていくことで相乗効果が期待できることが、既に内容としては入っていますので、そこを若干特出しするようなことが、メッセージとしては意味があるのではないかと感じました。以上が1点目です。

もう一点は、それと比べたら小さなトピックになるのですが、マイナンバーの制度が取り上げられていて、27～28ページのところです。これは確かにデジタル化の重要なツールとして、これをうまく活用していくことで行政サービスの向上、効率化が図れるので、重要なテーマだと思うのですが、ここの記述だけだと、マイナンバーカードを普及させますというような感じで終わっています。もちろん普及しないと使えないので、そこは重要なのですが、マイナンバーをうまく活用していくためには情報連携が大事で、この情報連携のあり方、これは国が整備すれば地方が使えるというのではなくて、地方側が地方自

治に使いたいような形で情報連携できるような体制になっているのか。

これは地域社会が変わっていけば使いたい局面が変わり、またデジタル化が進んでいけば使いたい局面もさらに広がってくると思いますので、時代の変化、社会の変化に応じて、国と地方とが共同して体制整備を併せて進めていくことが、ここは鍵になるのではないかと思います。

実際に地方分権改革の提案募集の中では、やはりこのマイナンバーカードを使った情報連携について、これまで地方自治体側から提案がいくつも出てきておりますので、やはりそうした部分の受けとめというのを、体制として行うのがよろしいのではないかなと思いますので、ここは是非御検討をお願いできればと思います。

以上です。

○山本委員長 それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 こうやって全体が見えてくるのかと、非常に大きくまとめていただいたと思います。

まず、私からお話したいのは総論的な部分で、今、勢一委員もおっしゃったことですが、やはり「はじめに」からずっと通貫して見ると、例えば中間報告との関係で、あそこで枠を越えるという表現があったと思うのですけれども、ここで見ると、公共私の情報連携と行政のデジタル化では枠を越えるというのはあるのですが、実は広域連携と地方議会ではないのです。

しかし、ここでも枠を越えるということだったとすると、キーワードとしてもっと全体に落としていき、表現としてむしろ統一して使った方がいいのではないのでしょうか。

地方議会でも結局議員のなり手不足、あるいは住民の理解促進というのは、要するに、今までの枠を越えていくということだというような説明の仕方ができるのではないかと思います。1つの提案でございます。

2つ目は、表現にやや戸惑っているのは「行政のデジタル化」というIVのこの言葉でして、いろいろな議論をしていたのですけれども、過去の例を見ると「行政のデジタル化（自治体行政のデジタル化）」という表現も使っています。デジタルガバメント実行計画が、昨年の12月に策定されたようですけれども、それを見ると、単なる行政のデジタル化を越えたデジタルガバメントをつくるという言い方をされていて、この表現がやや少し古くなっているのではないかという気がします。

しかも、議論しているのは基本的に地方公共団体のデジタル化なので、そこも行政のデジタル化という表現を使うべきなのか。こうした問題はあまり議論してきていませんが、もこれまでの総務省だけではなくて政府全体の議論の流れに即した表現が可能ではないかと思います。

そういう目で見ると、気になるのがIVの1の基本的な考え方で、私どもの議論は大体2040年の問題と地方公共団体における人材不足、そして、住民から見た問題という順番です。デジタルガバメントはeガバメントを少し発展させたものだと思うのですが、そこから見

ると2番目は地方のガバナンスの問題、地域のガバナンスの問題であるとしていて、地制調にガバナンスという言葉がどこまで合うか分かりませんが、私はデジタル化という言い方は、むしろそういう一般的な概念の方がなじむような気がします。

ですので、基本的にはこの地方制度調査会では、ガバナンス、特に地方公共団体内部のガバナンスの問題をやっているのですけれども、住民目線が大事だというこの部分強調した方が、私は報告書としては望ましいのではないかと思いますので、バランスをうまくとっていただくといいのではないかと思います。

あと、やや細かいところで申し上げさせていただきますと、一つは三大都市圏の問題で、三大都市圏については16ページの最後、(2)の上の○で、三大都市圏はそれぞれ違うという議論をしているのですけれども、三大都市圏の留意事項のところ最初にそれぞれ違うと言わないと、ずっと読んでいて、何でそれぞれ条件が違うのに一般化して議論しているのだろうという疑問が湧きます。そして、言い方は、それぞれ連携の課題があり進んでいると言っていますが、やはりそれぞれの連携、例えば関西広域連合は、まだ成熟段階ではないと、発展途上だということだと思いますので、だからこそ、よりよい連携が必要だという議論の流れの方がいいと思います。

さらに、やはり東京圏の連携が薄いのが問題であると、そこまで言わなければいけないのではないかと。東京圏のプラットフォームをもとに考えようという項目は、これまでの議論の中で出てきて、多少は議論をしたので、それは言った方がいいのではないかとということでございます。

最後にもう一点だけ、やや細かいのですけれども、14ページの都道府県による補完の手法のところ、都道府県の補完の手法は市町村といわばずるずるべったりでは駄目なので、役割分担が明確であって、そのために連携協約を活用するという段取りになっています。

連携協約というのは非常に強いルールだと思うのですが、連携協約でないと役割分担が明確化していないということでもないのではないかと私は思いますので、この説明は、最初の2つの○と次の○の間には、クッションといいますか、もう少しいくつかの論理があって、やはり連携協約がその中では最も望ましいというような意味合いだと思いますので、そこは、もう少しそれぞれの地域で連携協約という形ではないいろいろな取組みをなされていて、それが必ずしも連携協約がないから、ルール化されていないということではないのではないかとと思うということです。

あと、細かいのかもしれませんが、市町村間連携で1か所、10ページの②の最初の○なのですが、なぜかここだけ具体的な意見が出てきて、課題があるというのですが、なぜこれだけ取り上げているのかと思います。ならば、全体にいろいろな課題が出ていると、もっと打ち出すべきで、ここだけ課題を抽出するのは、少し論の立て方としては性急すぎるのかなという気がします。やはりこの部分は、私はもっと考えていただきたいと思いました。

以上です。

○山本委員長 渡井委員、お願いします。

○渡井委員 渡井でございます。これまでの多くの議論を丁寧にまとめていただきましてお礼を申し上げます。

2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、やはり「はじめに」のところですが、課題の取組み方につきまして、バックキャストिंगであることと、地域の未来予測が重要であるということを示していただいておりますが、全体を通して見ますと、このほかに市町村と都道府県と国との関係について、地方公共団体の判断を尊重し自主性・主体性に委ねるという指摘が、繰り返し見られるように思います。

これは重要な点でございますので、やはりできれば「はじめに」のところで、基本的な考え方として示しておいてはいかがかと思えます。小さな単位である市町村から見ていて、大きな単位である国がどのように関わっていくかという視点であることを明確にするという趣旨でございます。

2点目としましては、それぞれの課題が密接に関わっていますので、当然のことではございますけれども、公共私の問題は、広域連携の2の(2)の③のところに最初に大きな項目として置かれておりまして、その後、当然Ⅲのところでも示されております。この部分はⅢの方でまとめてしまってもいいのかなという印象がございました。

以上でございます。

○山本委員長 では、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 本当に、今までいろいろな話をしていたことをこのようにまとめていただいて、事務局の皆様には大変感謝します。

その上で、まず、2点ほど質問があるのですが、まずは、論点整理の6ページ以下の広域連携のところですが、これは前回、広域連携の議論をしたときにも若干引っかかりがありつつも、そのときには何うことができなかつた点でございます。今回のこの広域連携に関する話の中での1つの注目点が、執行段階と計画段階というのを区別して考えるということだったと思います。

(2)(3)などで出てくる表現なのですが、執行段階と計画段階を分けるという話が、どういう文脈でもともと出てきたのかなと思出すと、広域連携は一定程度の取組みの蓄積はあるけれども、傾向として、やりやすいところについては連携がしやすいけれども、なかなか合意が難しいところについては連携がうまくいっていない。

では、それをどうすればいいのだろうかというときに、やはり地方自治体の業務の計画段階から広域連携の取組みを深化させてというのが1つの手法ではないか。私の理解が間違っていたら修正していただきたいのですが、そういった話が出てきたのではないかと考えると、広域連携の取組みの執行段階、広域連携の取組みの計画段階という表現にすると、何か広域連携の取組みで早目の段階から何か工夫する、もっと先の段階で工夫すると読めるのではないか。

どちらかという、出てきた文脈から考えると、自治体業務の計画段階における広域連携の取組の深化ということなのではないかと思ったのですが、「広域連携の取組の執行段階」、「広域連携の取組の計画段階」のニュアンスが、若干違って伝わってしまうのではないかと思いますので、少しその辺を事務局がどうお考えになられているかお聞きしたいというのが、1つ目の質問でございます。

2つ目が、細かい点になるのですけれども、同じ7ページの上から3行目のところで、窓口関連業務については、地方独立行政法人を活用することも考えられると書かれているのですけれども、これはここだけを読むと、地方独法の制度が非常に有用なお勧めですと地制調が言うということになるようにも思われるわけですけれども、地方独法の制度は非常に新しい制度でありまして、事務局として、その活用度合いについては、どの程度把握されているのか。この点をお伺いしたいというのが2つ目の質問でございます。

あと、いくつか気づいた点について意見を申し上げたいです。

まず、認可地縁団体について、前回も少し意見を申し上げたのですけれども、こちらでも再構築すべきではないかという話が出てございます。この再構築というのを、どのレベルで考えるべきかというのは、なかなか難しいところかなと。不動産保有に限定されないということ自体には反対するところでは全くないのですけれども、ただ、不動産登記の仕組みとのつながりを考えると、メンバーシップの要件を緩和するのはなかなか難しいのではないかと。あれはやはり全員がそこに参加していることで、簡単な不動産の所有権移転の仕組みが許されているということがありますので、このメンバーシップの緩和ということまで考えるのは少し難しいと思うので、その点を確認しておきたいというのが1つ目の点でございます。

次に、13ページの都道府県の権限移譲のところになりますけれども、多分実質的には、この辺は結構注目を浴びるところになるのかなと思います。13ページの1番目の点と2番目の点のつながり方が私の理解と少し違ったのかなと。私の理解では、今、制度としてはないのだけれども、実態として関与が法的に位置づけられていない市町村にもちゃんと事前に了解を取ってやっていますと、だからその実態を踏まえながら、それを正式に制度化しようという文脈だったのではないかと思います。

1番目と2番目のつながりだと、何かそこが少し分断されているような、その実態を尊重すべきだけれども、それに加えて別の制度として、もう一つ正式な制度というような形で組み立てられてしまっているような気がしますので、制度がなくて、実態的に対応されているところをきちんと制度的に対処しようという文脈で整理した方がいいと思いました。

もう一つ、地方議会に関して、今後の当面の対応で、30ページのところです。通常は論文で書く順番としては、最初に来るのは一番大事な話で、先に行くにつれて重要度が低くなっていくという項目の順番の立て方が普通かと思うわけですけれども、ここでこの専門小委員会における今までの議論の中ですと、議員の法的位置づけの必要性について、ポジティブな意見はあまり出てこなかったように思いますので、この話を1番目に持ってくる

のは、今までの議論の雰囲気から言うと、少し違うように思いました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

大橋委員の御質問の第1点は、大橋委員が御自身で言われたように、おそらく執行段階における広域連携の取組み、計画段階における広域連携の取組み、これは6ページの(1)の初めの○の部分にそのように書いてあり、大橋委員の言われたとおりの趣旨ですので、そこは少し表現を工夫できればと思います。

それから、第2の点はお答えをいただくとして、御意見としていただいた23ページのメンバーシップと言われたのは、認可地縁団体のメンバーシップについて、何か再構築するという意味であるとする、それはどういうことかという御趣旨ですかね。認可地縁団体のメンバーシップについては、23ページの上から4番目の○のところに書かれており、こういう者が構成員になることができるという点は基本的には変えないということですよ。

ですから、再構築ということの意味は、不動産保有に今まで限定していたために、認可地縁団体になろうとする団体の中で、無理やり何か不動産保有をすところもある、そこを変えようという意味であり、メンバーシップまで変えようという意味ではないだろうと思います。

それから、御意見の2番目で言われた13ページの2つ目の○と1つ目の○のつながりがはっきりしないということは、実は私も少しそういう感じを持っています。ここでは、実態としてこのような取組みも行われており、これを制度化していくことが有益ではないかという議論をしていたのですが、今回の○の部分は、そこが若干弱い感じの書き方になっていて、仕組みを設けると書かれているので、実態としての取組みを仕組みに含めるとすると、実態としてやっていることと、ここでの提案の何が違うのかということになるので、そういった御意見は確かにあり得るかなと思いました。

最後の点は、議会のところで、この場では、あまりそれを積極的に推す意見がなかったというニュアンスが、あまりこれでは出ていないのではないかと御意見ですね。

それでは、先ほどの第2の地方独法のところをお答えいただいて、あと、私が申し上げたところで、何か訂正をすとか、補足をすということがあればお願いします。

○市町村課長 まず、地方独立行政法人につきましては、地方独立行政法人の共同設立そのものは、かなり事例はございまして、例えば大学とか、試験研究機関とか、そういうものはございまして、少し今日は持ち合わせがございませぬけれども、かつて御紹介させていただいたこともあったかと思えます。

窓口業務については、実はまだ事例がございませぬ。ただ、我々のモデル事業の中で検討していただいて、前向きに御検討いただいているところがあるのですが、まだ、実際に共同設立、あるいは単独でも窓口業務の地方独立行政法人が設置された事例はございませぬが、31次の地方制度調査会で答申をいただいて、積極的に進めていきたいと思います。答申に盛り込まれているものでございませぬので、この際、書いておいてもいいのかなと思いまし

て、今の案では書いてあるということでございます。

それから、それ以外については、委員長に整理していただいたとおりでございますが、強いて申し上げますと、13ページのところにつきましては、今、権限移譲について、こういう実態があるということでございます。2つ目の○のところは、そういう事務の委託の実態があつて、そのときに近隣市町村を含めた合意形成がされて、意見を反映する仕組みが設けられている。それをそのまま制度にするということもあるのです。

ただ、そうしてしまうと、規制強化みたいになってしまうところがありますので、都道府県に対して働きかけをする際に、周辺市町村と合意ができていれば、都道府県に対して法律上の根拠はあるような働きかけができるということもあり得るのではないかと、こういう議論があつたということで、それを念頭に置いて書かせていただいているということでございます。

○山本委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

○大橋委員 若干補足すると、先ほど地方独立行政法人の新しい仕組みと言つたのは、まさにこの窓口関連業務について地方独法を使うということが、まだ実績がないということだったので、そこをどう評価するのかが少し難しいのかなという気もしますけれども、そこは新しい手法として、こういうものもあるという周知徹底の趣旨としてこのように入れるのも一つあるのかなと思つました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 ありがとうございます。慶應義塾大学の大屋でございます。

大きく2つあります。

1点は牧原委員からの御指摘で、デジタル化でいいのかと、例えばデジタルガバメントではないのかという点です。これは国のレベルだと確かにそういう表現が使われてきており、あるいは経済産業省において、Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会というものが設置されて、報告書案も出てきたところだと承知をしておりますが、まだこれはやはり萌芽的、あるいは先駆的な取組みの段階で、国においても提言されている段階という位置づけになろうかと思つます。

もちろん個々の自治体において、それに相当するような、あるいはもっと先端的な取組みをすること自体を誰も多分否定しないと思うのですが、やはり現状、まず呼びかけなければいけないのは、それ以前にデジタル化の段階で、きちんと普遍的・統一的に横連携できる枠組みをつくらうということなのではないか。そうすると、やはりここはデジタル化という表現で、基盤整備として呼びかけておく方がいいのではないかと、私自身は思っているということでございます。

もう一点は、宍戸委員の御指摘に少し関係するのですけれども、20ページの3つ目の○のところ、例えばプラットフォームやコミュニティ組織について、要するに意見具申等、

つまりこういう取組みをしたらどうだという形で提言してくる、呼びかけてくる主体としての位置づけをきちんとしましょうという提言があります。

このような提言をするときには、例えば最も典型的には、やはり現場なりの問題意識とか、現場から見て現状はどうなっているかという認識を踏まえての取組みがなされることが多いと思うのですが、少し語弊はあるかもしれませんが、分かりやすい表現を使うと、このように下から積極的に提言をしてもらえるようにしようということを言っている一方で、その次の○では、市町村が、そういう際に材料にできるように地域の未来予測を個別に出しましょうと言っていたり、あるいは8ページ一番上の○、国が持っているデータについて情報を提供しましょうという形で、上から使いやすい形で情報を出しましょうということが提言されているように見える。

ただ、実は、要するに上から見たらこうだと思うのです、こうしたらよさそうだというのとは違う現場なりの意識を出してもらうことが、先ほど言った下からの提言を呼びかけるという観点からは重要なのだとすると、上からこれが使いやすいというデータを出すのではなくて、むしろ下の側の人たちが、自分たちの観点からデータを分析して、実はこんなのではないですかということを示しやすいような形を整えてあげる方がよしい。

そうすると、具体的には、まずオープンデータの充実ということであって、各省庁、あるいは各自治体が持っているデータをできるだけオープン化し、標準化した形で提供することによって、当事者が自由にそれを分析し、利活用し、実はこんなのではないかという提言してくれるような環境をつくりましょうということを言うべきである。

もう一つは、オープンにできないデータについても、しかるべく一定の手続の下で扱えば、広く利用してもらうことができるというような制度もあるわけです。これは具体的に言うと、同じ総務省なのですけれども、統計データ利活用センターのように、オンサイトで通常はクローズドの統計データについても、試行的に分析をして、どうもよさそうなので、この範囲だけオープンにしてくださいと提供を請求するような仕組みがあるということになっているわけです。

こういうものを自治体関連においても、広く利用を呼びかけていくみたいなことを記述に含んでもいいのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、村木委員、お願いします。

○村木委員 ありがとうございます。

15ページの技術職員の充実に関連するところなのですが、市町村の中で技術職員の不足がある。それに対して、大規模な市町村とかから不足に対応して、これは県が派遣するだとか、いろいろな議論があって、ここのところはよかったと思うのですが、それ以外に、こういったような技術職員を育成するという話題があった気がしていて、それがここに入るべきなのか。それとも、これは19ページから来る連携・協働のプラットフォームのどこ



ろで、20ページの上から2つ目の○の中に、必要な専門性や調整能力を持った職員を確保・育成する、これがある意味技術職員というところの別の意味で、ここに入ってくるのかなという感じもするのです。

そのこのところを、もしかしたら手前のところにも、技術職員の充実といったところで、必ずしも市町村の支援だけではなくて記載してもいいのではないのかと思いました。

この必要な専門性や調整能力を持った職員の確保・育成という観点では、もう一つ関係するのが21ページの一番下の地方公務員による地域活動への参画なのですが、これは私などが結構何度か申し上げたような気がするのですけれども、まちづくり等では、かなり住民に対応するような、市町村職員が変わることによる事業の運航の難しさということがすごくあるので、なるだけ同じ人が長くその地域に関わるようなことの必要性があるかというようなことを申し上げたような気がしております。

そうすると、上から3行目に、そういった特定の地域に関わる職員の確保・育成と書いていただいているので、とてもありがたいのですが、その次の行に、公務外でコミュニティ組織の事務局などに従事する、そうすると、これはつまりボランティアでやってくれというような形になっているので、これで本当にいいのかということが、若干気になるところです。

続いて22ページ、公務としてやる場合、公務外で行われる場合と2点書かれているのですが、いずれにしても、こう書くと何となく結局地域に関わるというのは、面倒くさいことだし、あまりやらなくていいということにならないかということが、少し危惧されたところでございます。

もう一つが、非常に細かいところなのですが、20ページの地域人材の確保・育成の一番下の行に、人材を育成する拠点を整備しと書くと普通、行政体は施設のハード整備をするようなことを大体考えられると思うので、この辺りは人材育成を行う場を設定するなど、あまりハードにつながるイメージにならないような言葉に変えていただいた方がいいのではないのかと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、牧原委員、どうぞ。

○牧原委員 この場なのであえて申し上げますが、今、大屋委員がおっしゃったのは、もっともだと思います。私が言ったのは2点で、1つは行政のデジタル化なのかと。自治体行政のデジタル化なのではないかということで、行政のデジタル化という概念は社会のデジタル化の対概念だと思うのですが、そういった話をしていないのではないかということでございます。それが1つです。

2つ目は、確かに萌芽的なものはそのとおりだと思いますが、つまりデジタル化が進んでないところがまずあるのだと、片や、システムの統一化、AIまで言っているとすれば、そこはデジタルガバメントまで踏み込むのも一つの考え方であって、ここは書き方だ

と思いますけれども、デジタル化に詳しい委員の先生方も多数いらっしゃいますので、私はそこは踏み込んでいいかと思っただけでございます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 非常に多岐にわたる論点を整理していただきまして、感謝を申し上げます。非常に見通しがよくなったのではないかと思います。

私からは個別にどこか変えろという話というよりも、全体を貫く考え方をいくつか、今までの委員の方から既に出ているところもありますけれども、話をしたいと思います。

一つは、やはり今回の地方制度調査会では、バックキャストリングを用いるというのが基本的なスタンスになっていたわけです。他方で、今回の整理の中でも散見されますけれども、自治体の自主性・自立性というものを前提として、地方分権改革の成果にも配慮をするというような、両方それをどのように調和させるかというようなことが非常に重要になってくるのだらうと思います。

地方分権改革なり、国と地方の役割分担、あるいは都道府県と市町村の役割分担については、例えば都道府県による補完のところでは、14～15ページにかけて、役割分担が成熟化しているというような記述がございます。同時に行政のデジタル化のところでも、このデジタル化は全て画一的に国から押しつけるという趣旨ではなくて、自治体の自立性というものも創意工夫の余地があると24、25ページの辺りで書かれているところです。

この部分は読みようによっては、多様な受けとめられ方があるかもしれませんが、最初の方に勢一委員がおっしゃったところとも関連しますけれども、「はじめに」のところでも基本的なスタンスといいますか、考え方として、一方では、かなり自治体間で連携するとか、あるいは標準化するといったようなバックキャストリングの発想を重視しつつも、自主性・自立性を侵害するものではなくて、むしろ、新しい観点から捉え直すものだというようなスタンスは示しておく必要がどこかであるかもしれないと感じました。

それから、少し個別のお話で、先ほど大橋委員がおっしゃった地方議会の順番ですけれども、これは重要なもの、あるいは我々が合意したものからというようなことだったのですけれども、確かにこの並びはよく分からない部分もあるのですが、これはおそらく議会側からのいろいろな御要望があって、それに対する項目の立て方になっているのかもしれないと思いましたが、地方議員の研究会が別にあって、そちらでの議論の並びというものもあるかもしれないので、そこはそうのように平仄を合わせるというものも、一つ考えられるかなと感じた次第です。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 あまり長くならないように3点申し上げたいと思います。

一つは地方議会関連です。牧原委員がおっしゃったことの中に本来含まれていたのかもしれませんけれども、例えば32ページの3で、住民自治に根差した地方行政を実現するために、議会のあり方を議論するというのは、やや狭いのではないか。やはり議会は、広い意味でいわばガバメントをやって、その中に行政も含まれるということで言いますと、これは地方行政のための住民自治という、少し狭いイメージを与えるかと思しますので、ここは表現を工夫していただければいいのかと思います。

これに関連してですが、言い換えますと、29ページでございますけれども、議会の側が地方行政を含めた全体としての地域社会を担って行っていただく。そして、この全体のトーンからしますと、やはり3番目の○で、地域の未来像について、住民の共通理解をつくっていくことの重要性が書かれているわけですが、そうだとすれば、この報告書全体を貫く地域の未来予測をきっちり使っていくということ、地方議会にも是非それを使ってくださいということ、もう一個言及してもいいのではないかというのが1点目でございます。

2つ目は、全体として公共私、大きな柱のⅢに関わることでございますけれども、これも牧原委員のおっしゃりようで言いますと、いろいろなものを越えていくということで、そしてまた、公共私という形で今までの官民とは違った形をつないでいくということでございますので、地方公務員の方が、ある意味で今までの役割期待をそのまま固定化されたまま活動しながら、同時に共の部分にも出ていってくれ、あるいは共を支えてくれというのは、ある意味できつい部分が、場合によっては出てくるのかなと思います。

つまり公共私について、それぞれのいわばコンセプトの捉え直しが本来必要であり、そのことは具体的な制度的な問題として申しますと、22ページの一番下の○でございますけれども、1人複役をやっていくときに、それをどうやっていくのかということになると思います。これはさらにもう少し進んで申しますと、これまでこの場に出てきたわけではないと思いますが、例えば人事委員会とか公平委員会における公務員制度の運用が、従来の観点のままである、例えばこの共の部分についての地方公務員制度のあり方があると、きついということはあるのではないか。

したがって、地方公務員制度についても、今のような公平とか公正、あるいは共の部分についての見直しも、将来的には本来必要であるだろう。ただ、それは今この場でやるには、これまた大きな課題でございますので、それ自体、自治体において様々な創意工夫をいただくことをどこか、22ページなのか、「はじめに」なのか、何かそういった意識がにじみ出るとよろしいのではないかと考えたところでございます。

最後に3点目で、大きな柱の4本目の「行政のデジタル化」関連でございますけれども、これは最終的に報告書として論点整理をこうやって作っていく段階では、既に昨年末に出ている、先ほどこれも牧原委員から言及のありましたデジタルガバメント実行計画とのリンクというか、それも参照しながら議論をしているのだということをしっかりしていただければ、ひとまずはよろしいかなと、現時点で私は思います。

その上で、大屋委員がおっしゃられましたように、デジタルガバメント実行計画においては、地方公共団体においても、やはりオープンデータをちゃんと進めていかなければこういう話にならないというお話がありました。

また、完全にオープンなデータでないにしても、民間の方が地方公共団体、あるいはパブリックセクターが持っているデータにアクセスして、そして、それについていろいろ利用するという、いわば限定公開のような仕組みを用意するというデータの利活用、官民の連携があり得るということも、これまで、例えば都市計画基礎調査情報のオープンデータ化の中でも、既に国交省において議論があったところがございますので、そういったことについても、何らかの記載が大きく報告書の中でされればいいのかなと思います。

これはパブリックセクターが持っているデータについて、民間がアクセスするという部分でございましたが、逆に現在の新型コロナ対策などでは、民間の持っているデータについて、パブリックセクターがアクセスするという、公と私の連携を図っていろいろな対策を進めていくべきだということについても、既にいろいろな議論があるところがございます。そういったことが適切に回っていくためにも、データの利活用と、それが安心安全なものである、あるいはプライバシーリスクなどを低減させるといった意味での個人情報保護制度が必要になってきているということは、今回の報告書の中でも触れられてもいいのではないのかなと思ったところがございます。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大山副会長、お願いします。

○大山副会長 ありがとうございます。既に皆さんが御指摘いただいたところと重なる部分もあると思うのですけれども、4つほど申し上げたいと思います。

まず「はじめに」のところで、先ほど総論としてももう少し書き込んだ方がいいという御意見がありましたけれども、その際に、現状ですと少し話があっちに行ったりこっちに行ったりしているような気がしないでもないので、おそらく人口構造の変化というような客観的なことをまず少し書いて、それで持続可能性が危ぶまれるところまでが第一段階で、しかし一方で、これが好機であってデザインし直すというのが2番目に来て、3番目に、出方がその地域によってまちまちなので、地域の未来予測を使ってくださいみたいな話があるのではないかと思いますので、その辺を少し整理されて書き込まれるのではないかと思います。

それから、最後に、市町村合併のところが出てきておりますけれども、これは次の広域連携のところとも関わってくると思うのです。ここは六団体が非常に気にされている部分なので、少し慎重にしなくてはいけないと思うのですけれども、そもそも市町村合併の話がここにぼんと出てくるのが少しどうなのかなという気がしたりして、むしろ広域連携のところ、自主的な取り組みが基本なのですから、最初いきなり書いて、市町村合併についても、今後そういうところを選択するところがあれば、それを否定する

ものではないので、支援するものは一応用意しましたということを書いて、そこから入った方が多分いいのかなと思いました。御検討いただければと思います。

それから、議会のことで、枠を越えていくというようなお話も出ておりましたけれども、現状、前回もその議論を少ししましたけれども、ともかく並行している研究会があまり進んでなくて、あまり大したことを書けていないのです。ですけれども、やはり少しこれからの議会というのは、もう少し今までと違うことやったらいいというのが、少し出せばいいと思っていて、例えば近隣の議会との連携であるとか、関係住民も含めたそういう意見をどのように議会に反映させていくかみたいなことを、最後ぐらいでよろしいのですけれども、少し入れられたらいいかなと思いました。

最後に4番目ですけれども、やはりこのようにコロナウイルスの話になって、こういう状況なので、それを全然触れないというのも何なのかなと思っていて、終わりにの部分にでも、やはり昨今の状況を見ると、社会的な劇的な変化というのが起きてくる可能性があるので、それに対してどう対応するかというのをこれから考えなくてはいけないということを、少し書いておいた方がいいかなと思います。

特に東京圏の連携が進んでないという話がありましたけれども、現に今連携していますよね。それであるとか、テレワークが進むと一極集中している必要ないので、その辺りがすごく変わってくる可能性があるということ、最後にでも少し書いておいていただければいいかなと思いました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 まず最初に、コロナの件は非常にいろいろな示唆に富んだことが起きています。今のテレワークの話や、結局ボーダーレスでの広域連携も含めて、やはり大きな範囲で影響が出てくるということ、今回、我々は認識していると思いますので、具体的な細かい点は事務局にお任せしますけれども、コロナに関しては、そういうことも含めて是非入れていただきたいなと思いました。

それと、全体のトーンなのですけれども、一つポイントは、まず広域連携をやはり我々としては促進させていきたいし、それが2040年に向けての重要な解決手段だということを前提で議論をしてきていると思いますが、そのときに執行段階での手法はもう用意されていると、ただ、大橋委員もおっしゃいましたけれども、計画段階の話というのは結構重要だと思うのです。

では、その計画段階をどのようにサポートしていけばいいのかという部分については、11ページのところで定住自立圏ですとか、連携中枢都市圏に関わるような、連携計画作成市町村と相手方という表現をされていますけれども、ここの部分には、④のところで合意形成過程のルール化ですとか、進捗管理への適切な関与等、要は、合意形成する上でのいろいろな示唆みたいなことは少し書かれていて、これはかなり意識して言及されていると

思うのです。

もっと大きな部分で、協議会も含めて、あらゆる連携の形態があるわけですから、どの連携の形態を取るかというのは、それぞれの自治体の中で決めていってもらうのですけれども、そういう場をもっと促進するために地方制度調査会として何を言うかという部分が、やや物足りないかなと。いろいろな事例は書かれていますけれども、もっともっと話し合いをしていく上で、地域の未来予測の作成をどのようにしてサポートするかという点も含めて、計画段階の話をもっとサポートできるような、あるいはそれを促進するような文脈が入ればいいかなと少し感じております。

○山本委員長 ありがとうございます。

そのほかに、さらにいかがでしょうか。

全体としていろいろな御意見をいただきましたけれども、まず、やはり「はじめに」のこの総論の部分は、この委員会としてメッセージを出すときに重要なところですので、今、各委員からいただいた御意見を踏まえて、さらにこのところはブラッシュアップしていく必要があるのではないかと思います。

その際に、牧原委員からは枠を越えるという言葉が出てきましたけれども、牧原委員は特に連携のところあまりそれが出ていないのではないかと御意見だったかと思いません。

それから、大山副会長からは議会の部分について、それをもう少し書いたらどうだろうかという御意見がございましたので、これは総論及び全体のトーンの問題だと思いますけれども、その辺りをさらに工夫していければと思います。

あとは、今、市川会長からお話がございましたけれども、特に連携の問題に関しては、ここで主に議論をしたのは、連携をする、計画を作る市と、それ以外の市町村との間の話し合い、ないしはコミュニケーション、それから、都道府県と市町村との間の話し合い、コミュニケーションのあり方が、現状でもいろいろ工夫されているのだけれども、そのところをもう少し強く制度化することによって、現状いろいろ問題が指摘されているところを解決していく必要があるのではないかとこのところを、最終的には答申の中に書いていくことが必要ではないかということかと思えます。

それから、デジタル化のところもいろいろ議論がございましたので、これをさらに詰めていただく必要がありますけれども、オープンデータ化の話、あるいは逆に民間の方から情報を出していく。民間の方の情報を公共のセクターが活用していくといった話、この辺りをもう少し明確に書ければいいかなと思えます。

それから、最後の方で御指摘がございました新型コロナウイルス対策の問題に関しましては、最終的に答申の全体が新型コロナウイルスに特化したものではないのですけれども、確かに今回のことを通じて、やはり連携であるとか、あるいは議会もそうでしょうし、あるいはデジタル化もそうでしょうし、公共私連携もそうですけれども、その必要性が非常に強く、いろいろな問題となって現れているということはあります。これは今からどこ

まで書けるかという問題はあるのですけれども、できる限りで、そのところは書いていくことができればと思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 今回の連携の話のところは、ややもすれば計画をするリーダーとメンバーあるいは県と市町村という構図で連携というのをどうしても議論しがちですが、そうではなしにフラットな関係で、連携の提案として呼びかけもあるでしょうし、依頼もあるかもしれませんが、あるいは相互ウィン・ウィンの関係のような連携もあるかもしれません。

どういう形でやるかは別にして、自治体の大小にかかわらず、そういうことを議論できるような部分というのが、連携を促進することにもなるのではないかなと思うのです。ですから、それが計画段階での議論の基本にあるのだということを少し言えれば、もう少しオープンな議論が進むのではないかなという気がします。

○山本委員長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろな御意見をいただきました。私が申し上げたこと以外にも、非常に重要な御意見をそれぞれいただいておりますので、さらに事務局の方で整理をしていただいて、最終的な取りまとめに向けて作業していただければと思います。

次回ですけれども、これらにつきまして、地方六団体から意見を聴取したいと考えておりますが、本日、緊急事態宣言が発令されるとの報道がございまして、次回の開催方法、日時、場所等の詳細につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

もし、来ていただいて意見を伺うということになりますと、やはり今回のことがあり、いろいろな御事情があることと思いますので、事務局の方で、さらにその点を詰めていただいて、どのようなやり方で六団体からの意見聴取を行うかという点についてお決めいただき、それで皆さんにお知らせをするということにしたいと思います。少しこういう状況ですので、現段階でこのようにやるということまで申し上げることはできませんけれども、その点は申しわけございません。

それから、さらに今後の審議につきましてですけれども、これは状況にもよりますけれども、委員の皆様が集まるのが難しくなることが想定されますので、今後につきましては、書面やウェブ等で開催することも含めて、この委員会の運営方法について、私に御一任いただきたいと思います。

ここで論点につきましては、おおむね二通りぐらい大体議論をしまして、今日、さらに全体について御議論をいただいておりますので、基本的なところにつきましては、既に皆様から御意見をいろいろ伺っているところでございます。これからは、これを全体に一本の答申にまとめていくに当たって、どのような構成にするか、どのような表現にするかといったような全体を見る作業と、それから、細かい表現ぶりの部分についていろいろ御指

摘をいただくというプロセスになろうかと思えます。

したがって、このような作業につきましては、メールとか、あるいはその他、書面とか、あるいはウェブで話をするとか、そういった形で概ね進めることができるのではないかと考えております。したがって、そのような運営の仕方につきまして、私に御一任をいただきたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、本日はこれもちまして、専門小委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、また、大変御多忙のところありがとうございました。